

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第三号

埼玉県企業局宿舍管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県公営企業管理者 高 柳 三 郎

埼玉県企業局宿舍管理規程の一部を改正する規程

（埼玉県企業局宿舍管理規程（昭和三十八年十二月十九日公営企業管理規程第四号）

の一部を次のように改正する。

様式第一号中「~~五~~」及び「~~五~~」を削る。

様式第二号中「~~五~~」を削る。

様式第三号及び様式第四号中「~~五~~」及び「~~五~~」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。